

金沢未来のまち創造館条例施行規則の制定（案）の概要

1 制定の趣旨

本市では、最先端技術を活用して新たなビジネスを展開する者及び金沢固有の文化である食と工芸に付加価値を生み出す者を支援するとともに、独創的で卓越した知識及び技能を持つ子どもを育成することにより、新たな産業の創出及び未来で活躍する人材の輩出を図り、もって本市産業の振興に資するため、金沢未来のまち創造館（以下「創造館」といいます。）を設置することとし、「金沢未来のまち創造館条例」（以下「条例」といいます。）を令和3年3月22日に公布し、規則で定める日から施行することとしています。

条例の制定に伴い、金沢未来のまち創造館条例施行規則を制定し、創造館の使用の申請、入館の制限等必要な事項を定めます。

2 制定の内容

(1) 創造館の使用の申請（条例第9条関係）

- 申請書の様式、受付期間、予約システムによる使用申請等について定めます。
- 受付期間は、次のとおりとします。

オフィス、シェアオフィス及び研究室（以下「オフィス等」といいます。）	新聞、インターネットその他の方法による公募を行う期間
多目的室及び調理室	使用日の6か月前の属する月の初日から使用日の前日まで

- オフィス等の使用者は、学識経験者等で構成する審査会の意見を聴き、申請書の内容を審査した上で決定します。
- 申請は、申請書を提出する方法のほか、多目的室及び調理室は、予約システムを通じて行うことができることとします。

(2) 使用料の減免（条例第15条関係）

使用料の減免を受けようとする場合の申請書の様式を定めます。

(3) 使用料の還付（条例第16条関係）

風水害、火災その他の災害で使用できなくなった場合など、使用料を還付する場合及び還付する額について定めます。

(4) 使用者の遵守事項

創造館の使用に当たっては、許可を受けないで寄附金の募集や物品の販売等をしないことなど、使用者の遵守事項について定めます。

(5) 入館の制限

市長は、他人に対し危害を及ぼす物品又は他人の迷惑となる物品を携帯する者などに対して、入館を拒否し、又は退館を命ずることができることとします。

3 施行期日

条例の施行の日（令和3年8月を予定）から施行します。

《参考》金沢未来のまち創造館の概要

(1) 施設の概要

① 位置

金沢市野町3丁目11番1号

② 施設

エントランスホール、展示スペース、交流カフェ、オフィス、シェアオフィス、コワーキングスペース、多目的室、託児室、創作・ワークスタジオ、調理室、調理研究室及び研究室

(2) 主な事業

- ・ 最先端技術を活用して新たなビジネスを展開する者及び食と工芸に付加価値を生み出す者を支援するための事業の企画及び実施に関する事。
- ・ 最先端技術の活用に関する研究及び最先端技術を活用する人材の育成に関する事。
- ・ 食と工芸に付加価値を生み出すための研究に関する事。
- ・ 独創的で卓越した知識及び技能を持つ子どもを育成するための事業の企画及び実施に関する事。
- ・ 異なる業種間の交流及び企業と教育研究機関との連携に関する事。
- ・ 創造館の施設及び設備の提供に関する事。

(3) 施設の使用

① 開館時間

午前9時から午後9時まで（オフィス等は、常時使用）

② 休館日

12月29日から1月3日まで（オフィス等を除く。）

(4) 使用料

条例別表に定める額